

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

平成29年8月31日

山口市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				仁保中郷、仁保下郷	無	平成26年度～平成30年度	仁保地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会
○				上小鯖、下小鯖	無	平成26年度～平成30年度	小鯖地区の農村環境を守る会
○				陶	無	平成26年度～平成30年度	美しい郷上をつくる会
○				名田島	無	平成26年度～平成30年度	ふしの川東資源保全会
○				鑄銭司	無	平成26年度～平成30年度	鑄銭司北部保全会
○				秋穂二島	無	平成26年度～平成30年度	元気村二島東
○				徳地伊賀地	無	平成26年度～平成30年度	いかぢ保全隊
○				阿東嘉年	無	平成26年度～平成30年度	阿武川源流保全会
○				阿東篠生	無	平成26年度～平成30年度	篠生清流環境保全会